

2017/11/25 制定適用

ミテモ株式会社
代表取締役 澤田哲也

受託単価（人件費単価）について

標準業務に関する受託単価については、職務区分に応じて、以下の通り基準日額および基準時間単価をもって定める。

受託単価基準（単位：円、税抜き）

職務区分	基準日額	基準時間単価	職務内容など
取締役 執行役員	80,000	10,000	全ての業務の指示、管理を行い、最終的な責任を負う。
シニア ディレクター	48,000	6,000	上席者の包括的指示のもと、担当業務のリーダーとして業務にあたる。
チーフ・ディレクター	32,000	4,000	上席者の指揮及び指示のもと、業務を実施する。
アソシエイト	28,000	3,500	上席者の指揮及び指示のもと、業務を実施する。

※基準日額の稼働時間は8時間を想定している（移動時間等含む）

※基準日額及び基準時間単価は標準業務単価であり、実際に受託する事業の業務量及び難易度等を勘案して増減する場合がある。

以上